

# 市営住宅入居希望者募集案内

四万十市西土佐総合支所地域企画課

## 1 募集する住宅

名 称	公営用井第2共同住宅	募 集 戸 数	2戸（301、402号）
所 在	四万十市西土佐用井200番地2		
構 造 等	耐火構造（4F建）平成5年度建築		
間 取 り	301号:8帖×1間、6帖×2間、DK、WC、浴室、物置 402号:8帖×1間、6帖×3間、DK、WC、浴室、物置		
家 賃	19,900円～	※家賃は入居世帯の所得額により異なります。 ※家賃のほかに別途浄化槽管理費等も必要となります。	
入 居 予 定 日	7月中旬頃		

## 2 申込期間及び場所

期 間	令和8年6月22日（月）～令和8年7月6日（月）（土、日、祝日を除く） 8時30分～17時15分（12時～13時を除く）
場 所	四万十市西土佐総合支所 地域企画課地域振興係

## 3 申込資格（次の（1）から（5）の全てに該当すること）

（1）	持ち家がないこと
（2）	現に同居し、又は同居しようとしている親族（婚姻予定者を含む。以下「同居親族」という。）があること。【単身の場合は60歳以上の方等、詳しくは問い合わせください。】
（3）	申込者および同居親族の年間所得金額（給与所得控除後の額）から表2（各種控除一覧表）に掲げる額を控除した額を12で除した額（月収額）が、15万8千円以下であること。ただし、裁量世帯については、21万4千円以下であること。
（4）	現に住宅に困っており、次のいずれかに該当する人 ①住宅以外の建物又は場所に居住している人 ②保安上危険又は衛生上有害な状態にある住宅に居住している人 ③他の世帯と同居して、著しく生活上不便を受けている人、又は住居がないため親族と同居することができない人 ④住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な住居状態にある人 ⑤自己の責によらない正当な理由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困っている人 ⑥住宅がないために遠隔地より通勤しなければならない人又は収入に比べ著しく高い家賃を支払っている人 ⑦上記のほか、現に住宅に困っていることが明らかな人

(5)	申込者又は、同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
-----	--

#### 4 収入額算出参考表

表1 収入基準早見表（給与所得控除後の年間総所得金額）

単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
1,896,000円 (2,568,000円) 以下	2,276,000円 (2,948,000円) 以下	2,656,000円 (3,328,000円) 以下	3,036,000円 (3,708,000円) 以下	3,416,000円 (4,088,000円) 以下	3,796,000円 (4,468,000円) 以下

(注) ( ) 内は、裁量世帯の金額です。

表2 各種控除一覧表

区分	控除対象者	対象者の範囲	控除額 (1人当り年額)
控除	同居親族	申込家族のうち申込者以外の人	38万円
	扶養親族	申込家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている人	
	基礎	申込家族のうち給与所得または年金所得を有する人	その人の所得額から10万円を限度として控除します。
特別控除	寡婦	次の(1)または(2)に該当する人で、ひとり親に該当しない人 (1)夫と離婚した後婚姻をしていない人のうち、次のいずれにも該当する人 ①扶養親族のある人 ②年間所得額が500万円以下の人 ③事実上婚姻関係と同様の状態でない人 (2)夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人で、次のいずれにも該当する人 ①年間所得額が500万円以下の人 ②事実上婚姻関係と同様の状態でない人	その人の所得額から27万円を限度として控除します。
	ひとり親	現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で次のいずれにも該当する人 ①年間所得額が500万円以下の人 ②事実上婚姻関係と同様の状態でない人 ③生計を一にする子（年間所得額が48万円以下で、他の人の控除対象配偶者又は扶養親族となっていない人）のある人	その人の所得額から35万円を限度として控除します。
	障害者	心身障害者、戦傷病者、原子爆弾被爆者等の認定を受け、手帳等を交付された所得税法の障害者控除の対象者で、下記の特別障害者に該当しない人	27万円

	特別障害者	次のいずれかに該当する人 ①常に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある人 ②重度の知的障害者（高知県ではA1・A2） ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（1級） ④身体障害者（1級・2級） ⑤精神又は身体に障害のある年齢が満65歳以上の人で、特別障害者に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所長の認定を受けている人 ⑥戦傷病者手帳の交付を受けている人で、障害の程度が恩給法に定める特別項症から第3項症までの人 ⑦原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人 ⑧常に就床を要し、複雑な介護を要する人	40万円
	老人扶養親族	扶養親族で70歳以上	10万円
	特定扶養親族	扶養親族で16歳以上23歳未満	25万円

## 5 申し込みに必要な書類

### (1) 必ず必要な書類

①	申込書	<input type="checkbox"/> 募集案内に同封の市営住宅入居申込書
②	収入を証明する書類	<input type="checkbox"/> 市町村長が証明する令和8年度所得証明書等 ・入居者及び同居親族全員分 ・無収入の場合も必要となります。 ・証明が出ない場合は、源泉徴収票等を合わせて提出していただくことがあります。 ※令和8年1月以降に新たに就職した人は、勤務先での毎月の給与証明書あるいは申込書の勤務先証明欄への記入が必要です（給与と賞与を分けてください）。 ※令和8年1月以降に退職した人は、離職票または雇用保険受給者証 ※令和8年1月以降に新しく事業等を始めた人は、事業等の収支明細書
③	住民票	<input type="checkbox"/> 市町村長が発行する住民票 ・「世帯主名・続柄」が記載されたもの ・入居しない家族も含め現在同居中の家族全員が記載されたもの ・同居を希望する別居中の親族がある場合は、親族関係を証明できる戸籍謄本もあわせて提出してください ・発行日から提出日まで3か月を経過していないものを提出してください。 ※外国人の方は、「世帯主名・続柄」「国籍・在留資格」「在留期間」が記載されたもの
④	家賃証明書	<input type="checkbox"/> 過去6か月分の領収書の写し、口座引落としの場合は通帳の写し、もしくは住宅所有者が家賃支払いを証明した書類

(2) 該当する場合に必要な書類

①	身体障害者	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の写し
②	精神障害者	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の写し
③	知的障害者	<input type="checkbox"/> 療育手帳の写し
④	戦傷病者	<input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳の写し
⑤	原子爆弾被爆者	<input type="checkbox"/> 原子爆弾被爆者手帳の写し
⑥	生活保護受給者	<input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書
⑦	中国残留邦人自立支援法に基づく支援給付の受給者	<input type="checkbox"/> 社会福祉事務所長等の証明書
⑧	海外からの引揚者	<input type="checkbox"/> 引揚者に対する県の証明
⑨	ハンセン病療養所入居者等	<input type="checkbox"/> 入居していた療養所等の長の証明
⑩	DV被害者	<input type="checkbox"/> 婦人相談所長の証明又は裁判所の保護命令決定書の写し
⑪	母(父)子世帯	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本、児童扶養手当証書もしくはひとり親家庭医療費受給者証
⑫	学生	<input type="checkbox"/> 学生証の写し、又は在学証明書(高校生の同居する親族が居る場合)
⑬	年金受給者	<input type="checkbox"/> 最新の年金改定通知書・年金支払通知書等
⑭	婚姻予定者	<input type="checkbox"/> 双方の両親又は媒酌人が婚姻を証する書面(任意様式)、又は式場が決定している場合は申込書の写し

6 申し込み上の注意

- (1) すでに公営住宅へ入居されている人は申し込みできません。
- (2) 夫婦を分離しての申し込み等、不自然な世帯分離をした人は申し込みできません。
- (3) 申込当日、書類審査および面接を行いますので、申込者等が来庁して直接申し込みをしてください。
- (4) 申し込みに必要な書類が不備の場合は受け付けできませんので、ご注意ください。
- (5) 不正な申し込みが発見された場合は入居資格および入居許可を取り消します。
- (6) 実態調査を行うことがあります(前もってご連絡はしません)。
- (7) 入居資格を満たした申込者が複数の場合は抽選会を行います(改めて通知します)。
- (8) 入居前に、敷金(家賃3か月分)の納付及び連帯保証人1名が連署した誓約書等が必要になります。
- (9) 入居の許可があった日から3か月以内に、申込者及び同居親族全員が入居する必要があります。
- (10) 市営住宅を退去する時には、畳の表替、障子、ふすま等の張替えが必要です。

※その他詳細は入居時に説明します。

お問い合わせ先	〒787-1601 高知県四万十市西土佐江川崎2445番地2 西土佐総合支所 地域企画課地域振興係 ☎0880(52)1111
---------	---